

特別管理産業廃棄物の判定基準（廃棄物処理法施行規則第1条の2）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正【最終改正：平成28年6月20日環境省令第16号】

※下記環境省HPより引用

	燃え殻・ばいじん・鉱さい			廃油（廃溶剤に限る）		汚泥・廃酸・廃アルカリ			
	燃え殻・ばいじん・鉱さい (mg/L)	処理物（廃酸・廃アルカリ） (mg/L)	処理物（廃酸・廃アルカリ以外） (mg/L)	処理物（廃酸・廃アルカリ） (mg/L)	処理物（廃酸・廃アルカリ以外） (mg/L)	汚泥(mg/L)	廃酸・廃アルカリ(mg/L)	処理物（廃酸・廃アルカリ） (mg/L)	処理物（廃酸・廃アルカリ以外） (mg/L)
アルキル水銀	ND（検出されないこと）	ND	ND			ND	ND	ND	ND
水銀	0.005	0.05	0.005			0.005	0.05	0.05	0.005
カドミウム	0.09	0.3	0.09			0.09	0.3	0.3	0.09
鉛	0.3	1	0.3			0.3	1	1	0.3
有機燐						1	1	1	1
六価クロム	1.5	5	1.5			1.5	5	5	1.5
砒素	0.3	1	0.3			0.3	1	1	0.3
シアン						1	1	1	1
PCB				（廃油：0.5mg/kg）		0.003	0.03	0.03	0.003
トリクロロエチレン				1	0.1	0.1	1	1	0.1
テトラクロロエチレン				1	0.1	0.1	1	1	0.1
ジクロロメタン				2	0.2	0.2	2	2	0.2
四塩化炭素				0.2	0.02	0.02	0.2	0.2	0.02
1,2-ジクロロエタン				0.4	0.04	0.04	0.4	0.4	0.04
1,1-ジクロロエチレン				10	1	1	10	10	1
シス-1,2ジクロロエチレン				4	0.4	0.4	4	4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン				30	3	3	30	30	3
1,1,2-トリクロロエタン				0.6	0.06	0.06	0.6	0.6	0.06
1,3-ジクロロプロペン				0.2	0.02	0.02	0.2	0.2	0.02
チウラム						0.06	0.6	0.6	0.06
シマジン						0.03	0.3	0.3	0.03
チオベンカルブ						0.2	2	2	0.2
ベンゼン				1	0.1	0.1	1	1	0.1
セレン又はその化合物	0.3	1	0.3			0.3	1	1	0.3
1,4-ジオキサン	0.5 ¹⁾	5 ¹⁾	0.5 ¹⁾	5	0.5	0.5	5	5	0.5
ダイオキシン類 （単位はTEQ換算）	3ng/g ²⁾	100pg/L ²⁾	3ng/g ²⁾			3ng/g	100pg/L	100pg/L	3ng/g
根拠法令	判定基準省令 別表第1・第5	廃掃法施行規則 別表第1	判定基準省令 別表第6	廃掃法施行規則 別表第1	判定基準省令 別表第6	判定基準省令 別表第5	廃掃法施行規則 別表第1	廃掃法施行規則 別表第1	判定基準省令 別表第6

注

- 1) ばいじん及びその処理物に適用する。
- 2) 鉱さい及びその処理物は除外する。